

國學院大學學術情報リポジトリ

国学者としての穴野半

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 幸也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001502

国学者としての宍野半

武田 幸也

はじめに

宍野半といえば、教派神道の一派、扶桑教の初代管長として歴史に名を残している。すなわち、宍野の評価は宗教者としての事跡が強調されているのである。だが、宍野の活動を概観してみれば、宍野と国学、とりわけ平田国学との関わりは、その生涯を方向づける大きな事象であったといえる。本稿では、この宍野半の生涯を、国学との関わりを焦点を当てながら検討することを目的とし、これによって近代における国学の意義や役割の一端を明らかにしてみようとするものである。

さて、宍野半の生涯について纏まっているものとしては、扶桑教によって編纂された『教祖伝』や永井美紀子による「宍野半」の項目等をあげることができる。^{〔1〕} これらを基に宍野の生涯の概略を纏めれば次のようになる。

宍野半は、弘化元年（一八四四）九月九日、薩摩国薩摩郡隈之城村（鹿児島県川内市）の郷士休左衛門・加女の次男として生まれた。幼年時代に日蓮宗某寺に預けられたとされるが、安政六年、十六歳の時に薩摩藩の藩校国学局に

入学し、国学を学ぶ。明治元年、二十五歳の時に上洛し、明治三年二月二十七日に気吹舎に入門している。明治五年十一月には教部省に出仕し、明治六年には大教院の会計長及び大講義に補せられ、駿河国富士浅間神社の宮司を拜命した。さらに村山・須山・須走・吉田などの浅間神社祠官を兼ね、富士一山講社の組織化に乗り出していくこととなる。その後、吉田の旧御師、村山の旧修験、丸山講の幹部などと気脈を通じ、明治八年の春に杖桑教会を設立、明治九年には富士浅間神社の宮司を辞任し教会長専任となる。明治十四年には、神道事務局幹事として皇典講究所の創設に尽力、明治十五年五月には、杖桑教を他の教派神道とともに特立、第一世管長に就任し、東京市神明町に教庁を営んだ。しかし、明治十七年五月十二日に四十一歳で急逝した。

このような宍野の生涯において、国学との関わりは安政六年に藩校の国学局に入学したことに始まり、先行研究において一致するところである。ところが、薩摩藩に国学局が設置されたのは、明治二年六月のことであり、宍野が明治元年に上洛したとするのであれば平仄が合わない。また宍野は、同郷の深見速雄等とともに明治二年六月十四日の数日前に京都に存在した皇学所⁽¹⁾に入学している。そのため明治二年六月頃には京都に居たことになるが、当然、明治元年に宍野が上洛した可能性を否定することはできない。どちらにしても宍野は、まずは藩校において国学を学んだと考えておくのが無難であろう。それゆえに本稿では、宍野は安政六年に藩校に入学し、明治元年から明治二年六月までの間に上洛したものと考えることにする。このことを前提として、最初は薩摩藩における国学の動向から話しをはじめよう。

一、薩摩藩と平田国学

薩摩藩における国学の興隆は、本居宣長とも交遊のあった白尾国柱や大河平隆棟を嚆矢とし、他に伴信友に学んだ

山田清安や香川景樹に学んだ八田知紀等が著名である。⁽⁴⁾ そうした中、本稿において注目されるのは、大河平隆棟の次男として生まれた後醍醐院真柱の存在である。⁽⁵⁾ 後醍醐院は、文化二年十二月二日に生まれ、名は隆武・隆風ともいい、通称は彦次郎、玉廼舎、自凝舎と号し、天保十二年に後醍醐院良次の養子となった。ちなみに薩摩藩における気吹舎の門人は、文政の末年から天保期にかけて徐々に増加し、文久二年から大幅に増加することとなる。⁽⁶⁾

さて、後醍醐院真柱は、天保十年、三十五歳の時に江戸に出、六月十九日に平田篤胤に入門し、一年後に帰郷した。

その後、安政五年二月十六日には、造士館訓導師を仰せ付けられている。これは、「造士館之儀和学不心得之向も可有之爲講釈右之通被仰付」というように、造士館において和学あるいは国学の必要性が認識されてきたことによる。⁽⁷⁾

そもそも、当時の藩主であった島津斉彬は、藩校の学制改革に取り組んでおり、安政二年の段階で、江夏十郎を通じて関勇助、八田知紀、後醍醐院真柱に国学館設立計画調査を内命していたが、この計画は実現しなかった。⁽⁸⁾ 次いで島津斉彬は、安政四年に造士館と演武館に関して十ヶ条の訓諭を与えており、その内の一条には左のようにある。⁽⁹⁾

第一三綱五常の本領を守り義理を明にし名分を正し各祖宗を敬崇び生國のために道を開き候儀天理自然の本意に候処当今儒者と唱へ候中には我皇朝をも夷狄同様に心得違ひ古典は勿論律令格式又は六国史以下に至り候ても不弁別のものも有之候はむか、然れば孔子の道にも協はず、第一

天照皇大神の御明慮も可畏儀にて、右等の処一同深く心得分け学風振起せしめ、追々国用に相立候様宜く有工夫儀専要に候

ここで島津斉彬は、儒者が日本の古典や制度・歴史を軽視しており、そのことが儒学としての道にかなわないことを問題であるとし、天照大神の御明慮にもそぐわないことを指摘している。このように安政期には、藩校造士館において日本の独自性を重視する観点から和学、あるいは国学の重要性が認識されることとなったのである。

右のような動向を背景として、後醍醐院は安政五年の造士館訓導師を拜命し、万延元年には日本書紀仮字取調を命ぜられるとともに藩校造士館の助教となった。これ以後、「造士館に於て神典国史を講し或は四書を講し藩公に侍りて古事記日本紀及四書などの講釈を勤」¹⁰めることとなり、文久三年には日本紀仮字取調に専念することとなる。

すなわち、後醍醐院は薩摩藩における国学の興隆を背景として、安政五年から藩校造士館において国学を講じ、教育に携わっていくこととなるのである。かかる経緯を前提とすれば、安政六年に藩校造士館に入學した宍野半は、後醍醐院真柱を通じて平田国学の警咳に接することとなったと考えるのが自然といえよう。ただ残念ながら、造士館における国学教育の実態は明らかではない。そのため今少し薩摩藩における国学の動向を確認しておこう。

次いで後醍醐院真柱は、慶應二年五月に藩内寺院廃合掛を仰せ付かることとなり、薩摩藩における寺院廃合に積極的に関与することとなる。そもそも薩摩藩における寺院廃合の機運は、安政五年に寺院の梵鐘を武器製造局に取り集めたことに始まり、慶應元年には家老桂久武が藩主島津忠義に廃寺廃仏を建言していた。これらを承け、慶應二年三月に寺院調査を行うことが決定し、五月に実施、これを踏まえて慶應二年九月には霧島神社の神仏分離が実施され、慶應三年正月には鹿児島府内の全ての神社の別当寺が廃止された¹¹。

ところで薩摩藩における寺院廃合は、元来、寺院の整理を目的としたものであったが、慶應四年の神仏判然令を経て、明治二年に島津忠義の正室暉子の葬儀が神式で営まれたことにより、寺院廃合から廃仏毀釈へと転換していく。すなわち、明治二年三月、薩摩藩では「御先代様」の葬祭を神葬祭へ改め執行するとする次のような布告¹²が出されており、

御先代様御葬祭之儀是迄仏家作法を以御執行被為在来候得共、此節御前様御逝去ニ付而は方今復古之御盛典之被為基御葬祭向都而神国之礼式を以可被為遂行旨被仰達候条此旨神社奉行江申渡向々江も可申渡候

さらに、同年の六月には、中元・盂蘭盆を禁止し、祖先を神式で祀ることが次のように達せられた。⁽¹³⁾

中元盂蘭盆会之儀御吟味之訳有之御領国中一同御禁止被仰付候左候而祖先祭之儀仲春仲冬両度ニ執行いたし候様被仰付候条此旨神社奉行江申渡面々江も不洩様可申渡候

但仲春之祭二月四日已後、仲冬之祭十一月月中ノ卯ノ日以後於其家々祭日相選可致執行致候尤祭式不案内之者は神社方江可致尋問候左候而人々おのつから心得之事に候得共墳墓取始末等は無行届候様可致候。

つまり、薩摩藩では明治政府の神仏判然令を前提として、藩主一族の神葬祭化が進むとともに、民間の祖先祭祀からも仏教的色彩を除去することが企図され、廃仏毀釈へ繋がっていくこととなつたのであつた。このような経緯について久保田収は、明治二年十一月から三年末にかけて藩内に存する有力寺院が廃止され、他方で菩提寺に代わる神社の創建があり、さらには墓地名の改称、歴代藩主の諡号改称等の施策が実施されていったことを明らかにしている。⁽¹⁴⁾

右のような神仏分離を基点とする廃仏毀釈は、民間にかなりの動揺をもたらすことにもなつた。これに対応していくこととなつたのが、明治二年六月に設置された国学局であつた。この国学局では、関盛長『敬神説略』（明治三年二月成立、十月頒布）、神道御用掛白男川濟之丞・白男川民次郎『神習草』（鹿児島藩国学局蔵板、明治三年三月）といった神葬祭に関わる文献の刊行・頒布が行われている。⁽¹⁵⁾

これらの文献を一瞥すると、『敬神説略』では、平田篤胤『玉櫛』の序文、「我国は神生成給へる御国、人草も神の裔にしあれば、宇宙挙りて神国とぞ称ける。然れば御代々々の天皇命の、神祇を祭給ふは、天ノ下治給ふ御政の本にて、その儀式の嚴なることは、古典に見えたるが如し。斯て庶人もほとほとに、其ノ祖たる神たちを齋祭りけるを、三粟の中世より、諸蕃の道々弘こりて、其本たる神をば神と思ひたらず、世の中も乱れにみだれて、神祇官も古の如くならざれば、況て庶人の神事の粗略に成たるはいふも更なり云々」が引用されており、『神習草』では、毎日の行

事として毎朝神拝を勧め、伊勢神宮と祖先を拝する祝詞として篤胤の『毎朝神拝詞記』の第十七、第二十八番目にある祝詞が掲載されている。ちなみに両書では、「近世神眼を備へたる先哲」あるいは「近世神眼を備へたる大学師」という表現がみられるが、文脈から類推するに平田篤胤を指しているようである。ともあれ、どちらの文献も平田篤胤による古典解釈や世界観を前提に執筆されたものであったことが明らかである。

また、この間の薩摩藩の状況を伝える史料が、既に松本久史によって紹介されている⁽¹⁶⁾。それは明治三年三月二十七日付の平田鏡胤宛岩崎長世書簡であり、本史料では、薩摩藩における混乱が「薩摩廃仏二就、下民帰する所を失ひ、何様安堵不仕候」と記され、それへの対応として「教導師」を雇い入れること等について相談がなされたというものである。本史料では、さらに「廃仏後春秋之祭を勤候様被命候由二付、何ハあれ、先其略祭典神葬などの事肝要心得させ度由二御坐候、一国中之義、先御城下人民より相始、霊の行へを第一二説得致しくれ候やうにとの事、実ハ甚大業二御坐候」と記されている⁽¹⁷⁾。このように薩摩藩では、廃仏毀釈による民衆の混乱を收拾することが出来ておらず、仏教に代わるものとして平田国学による「霊の行へ」に関する教化活動が志向されたのである。

さらに、薩摩藩では明治四年一月に庚申講を廃止し、「宮比神」の神像を祭ることを定め、同年の三月には実際に「宮比神」の神像を頒布した。ここにおける「宮比神」とは、「天宇受売命」あるいは「大宮能売命」のことであり、このとき頒布された神像は平田家の摺物である「宮比神御神像」であった。つまり、薩摩藩では明治三年の神葬祭化を踏まえ、民間祭祀の領域からも仏教的要素を排除しようと試み、平田国学の摺物が神像として祭祀されることになったのである⁽¹⁸⁾。

ここまでみてきたように薩摩藩では、安政五年以降、後醍醐院真柱によって藩校に平田国学が導入され、明治二年六月に設置された国学局においても廃仏毀釈による混乱を收拾する上で、平田国学が中心的な役割を担っていくことと

なった。かかる薩摩藩における国学の動向を踏まえれば、宍野は安政六年以降、後醍醐院真柱や藩校での学問を通じて平田国学に接近していったことは間違いないと言えるであろう。

二、京都時代の動向

繰り返しになるが、宍野半の上洛がいつかははつきりしていない。ただし、明治二年六月には上洛して皇学所に入學し、明治三年二月二十七日には気吹舎に入門していることは判明している。これを踏まえ、次に京都上洛以降の宍野半の動向について見てみたい。

ところで、造士館において国学教育を担った後醍醐院真柱は、明治元年十一月に上洛している。これは、神祇官再興に関して白川資訓より徵命を受けたからである。そもそも、慶応三年十二月の王政復古の大号令渙発以後、神祇官の再興が企図されていくこととなり、慶応四年一月十七日には神祇事務科が、同年二月三日には神祇事務局が設置され、白川資訓や吉田良義が要職を占めた。このような状況を背景として、白川家から岩下方平を通じて島津忠義へ宛てられた慶応四年一月二日付の書簡には、「今般神祇官御再興被 仰出候に付当家へ御委任被蒙 御内意候間旧儀被取調候用に付其御家来後醍醐院彦次郎殿被致招請度候間於御承知は同人儀迅速上京有之候様御取計之儀御頼被申入度此段使者を以て被申入候事⁹⁾」とあり、神祇官再興にともなう「旧儀」の調査を後醍醐院に頼もうとしていたことが窺われる。なお、後醍醐院真柱が選ばれた理由は明確ではないが、矢野玄道が白川家学師を勤めていたことや神祇事務局の判事として平田鍊胤が登用されていくこと等が背景にあるかと思われる。

そして慶応四年九月二日、ついに後醍醐院真柱は上京すべきとの藩命を受け、十一月五日に平運丸にて鹿児島を出発、十四日に大阪、十九日に京都へ到着した。ところが、後醍醐院が上洛した時点では、白川資訓は吉田良義とともに、既

に神祇官から排除されており、神祇行政の主導権はいわゆる津和野派国学者によって握られていた。このため後醍醐の存在は宙に浮くこととなったのである。明治二年二月十四日、折田年秀を介して後醍醐真柱と面会した加藤有隣は、日記に「去年朝命にて上京ノ処于今御沙汰なし或は皇学所又ハ神祇官に出仕等の風聞也」と記している。この加藤の風聞の通り、宙に浮いていた後醍醐は、明治二年六月十五日に皇学所御用掛を仰せ付けられ、七月六日には皇学所講官に任命されることとなった。⁽²²⁾ かかる皇学所は明治初年の平田派国学者が集う重要な活動拠点であった。

この皇学所設立に至る過程⁽²³⁾としては、まず明治元年二月、朝廷が平田鏡胤・玉松操・矢野玄道の三名に新学校制度の調査を命じ、三月に矢野が学校内に皇祖天神社を勧請して大学の別当が祭祀を執行し、「本教学」を中心とする教育を行うことを構想した「学舎制」を立案した。一方で同年三月には学習院が漢学者を中心とする漢学校として改めて開校された。この学習院は同年四月に大学寮代に改称されたが、これに国学者達は反発した。そして同年五月、平田・玉松、矢野が改めて学校掛を命じられた。

右の国学と漢学の対立の一方で、江戸を掌握した新政府は、昌平坂学問所・開成所、医学所を接収し、明治元年六月に新たな学校構想を明らかにして、昌平学校、開成学校、医学校として再開した。こうした政府の動向にも平田・玉松・矢野は反発することとなる。かかる状況下において岩倉具視と岩下方平は長谷川昭道に意見を求め、八月に国学と漢学の妥協を求め、皇学院を置き、その下に国学寮、兵学寮、漢学寮、洋学寮を設置するという提案を行った。これを踏まえて、政府は同年九月に京都に皇学所と漢学所を設置することを決定し、平田・玉松・矢野を皇学所御用掛に任じた。そして、九月に漢学所、十二月に皇学所が開校されたのである。この皇学所では、はじめ平田鏡胤、矢野玄道、玉松操、植松有経、垣本江雪、羽田野敬雄、草鹿砥宣隆、竹尾正胤、渡辺重石丸、飯田武郷、山田有年、西川吉輔等が教官に任命されており、他に八田知紀、勢多章甫、岡本経春、角田忠行等、平田派を中心としつつ、多数

の国学者が配置されることとなった。このように著名な平田派国学者が抛る皇学所に、宍野半は入学することとなったのである。

さて、明治二年六月十四日の四、五日前、宍野半は深見速雄や川上彦十郎等の数人とともに皇学所へ入学した。なお、これは後醍院が皇学所御用掛を仰せ付かったことも背景にあると考えることもできよう。ともあれ、宍野等の入学が記録されているのは、六月十四日から渡辺重石丸が皇学所において烏帽子・直垂で古事記の講義を行うこととなったからである。このような事態をもたらした原因が宍野等薩摩藩士の行動にあった。具体的には、宍野半や深見速雄、川上彦十郎等の薩摩藩士数名が「胡服」で講義に出席したことを監察が咎めたが、薩摩藩士等は一且、謝罪した上で、翌日、服装を改めて出席し、監察を逆に詰問した。彼らの主張は後述するが、この意見を踏まえた結果、皇学所では講義の際に烏帽子・直垂を着用することが決定されていた。²⁴⁾

この事件について漢学所の教官であった加藤有隣は、明治二年六月十八日の日記に、次のように記している。²⁵⁾

又此間本国より後醍院門人河上彦十郎と云、一壮士登京にて皇学所へ聴講出席の処胡服にて出る故、監察より衣服を改め候様申聞処返答なし、程無講釈相初故又々申聞けるに一向に不返答終に監察より衣替無之候は、其の上
に羽織にて相尚へ出席可致旨にて、羽織をつけ聴講候処講説の朝廷の事に及ば両手をつきひれふして、聴之。
明日再烏帽子直垂にて出席、監察吏に向ひ昨日は度々御差当の処いかにも不心得候。其の次第は朝廷に於て未だ
御一新後衣服の制等駈と御議定の事あるを不聞、且又朝廷の御学校と承る故、定て漢学洋学の徒は勿論、天下合
同の御学校と存じ候処、一向左様の御様子も無之只々国学の生徒のみ出席被許候而、他学の者も不相見、一体古
の盛んなる志那三転の学校迄入学罷在候程に存候処、かゝる小規模にて、五大洲の者迄をも弘く教化いたす程の
御基本相立可申や是等の大典を被捨置候て、区々衣服の事等御咎め申す事は、いかに候や、且監察は内外一致に

公平の御差図可有之候処羽織を以て下着の非礼を蔽ひ候へば、夫にて宜敷とは是第一執法の官にして、人に虚飾詐偽を教へ玉ふはいかに、且監察は公法を以て、朝廷内外の事を専掌り検査し玉ふ職なるに、学中の小節目を彼是と議定し玉ふことはいかにぞやとせまりつめられ散々に問詰られ、監察の吏低頭平身して誤り入る由。是より後は毎朝烏帽子直衣にて出学す。今日沙汰ありて教官に可召加由被仰出候由、いかにも近來の美談なり。年頃廿四五歳にて才氣英発後醍翁の門人国学に長ずる人也と云ふ。

右では、登場する薩摩藩士が川上彦十郎のみとなっているが、既述の通り、実際には深見速雄や宍野半等数人の薩摩藩士が関わっている。さて、加藤の記述からはいくつか興味深い点が指摘できるように思われる。まずは、川上彦十郎が後醍院真柱の門人として認識されていることである。そのため宍野や深見等も後醍院の門人として考えられていた可能性もあると考えられよう。次いで、薩摩藩士が「胡服」を着用していたことである。この時期に彼等が「胡服」を着用していたということであれば、宍野等は薩摩藩士として戊辰戦争に従軍していた可能性があるように思われるがいかかであろうか。そして、川上等が皇学所について、「朝廷の御学校と承る故、定て漢学洋学の徒は勿論、天下合同の御学校と存じ候処、一向左様の御様子も無之只々国学の生徒のみ出席被許候而、他学の者も不相見、一体古の盛んなる志那三転の学校迄入学罷在候程に存候処、かゝる小規模にて、五大洲の者迄をも弘く教化いたす程の御基本相立可申や」と述べたことである。ここからは彼等が皇学所を漢学や洋学を含めた総合的な学問を学ぶことのできる教育機関として認識し、そこでの学問に大きな期待を寄せていたことが窺われよう。

このように川上彦十郎や深見速雄、宍野半等の薩摩藩士は、皇学所で学ぶことに大きな期待を寄せ、明治二年六月に入学したのであったが、皇学所の実体は彼等が「小規模」と批判するように、衰微を極めていた。

特に明治二年三月の東京奠都を契機として、東京を中心とする政府の教育構想が具体化し、同年七月の「学校規則」

によつて政府直轄の高等教育機関であり、教育行政を担当する大学校が東京に設置された。この大学校では、平田派の主導により旧昌平坂学問所以来の釈奠の祭祀が廃止され、八月に学神祭が行われた。これが漢学者の反発を呼び、政府内の論争に発展する。そうした中、九月には大学校の建て替えを理由として京都の皇学所・漢学所が廃止され、大学校代と改称された。さらに、同年十一月、政府は京都での大学校建設の見合わせを決定したが、京都では十二月に旧皇学所と旧漢学所を併せて仮大学校として開設することを決定している。しかし、東京における大学校が整備されていくに従い、京都の平田派国学者は、順次東京に移らざるを得なくなり、明治三年一月十三日には角田忠行、同年二月二十二日には矢野玄道、同年三月二十五日には玉松操が東京に到着している。²⁶この間にも国学者と漢学者の対立は激化し、ついに明治三年七月には東京の大学本校が閉鎖、八月には京都の仮大学校も廃止され、京都府に移管されること²⁷が決定したのである。

このような状況下において、宍野半は同郷の深見速雄とともに、明治三年二月二十七日、気吹舎に入門することとなる。ちなみに深見と宍野の紹介者は川上爰となつてゐるが、これは文久二年八月十八日に入門していた川上彦十郎のことと考えられる。宍野等が明治三年二月に気吹舎に入門したのは、この時期には仮大学校での教育が不振を極めていたからであろう。さらに同年六月十七日には、後醍醐院真柱が宣教使へと転出することとなり、京都における平田派の主力となる国学者はほとんど存在しなくなる。そのような状況下で宍野は深見や川上と協力し、京都において仮大学校に代わる教育機関として、渡辺重石丸を塾頭とする平田家塾の設置に情熱を傾けることとなるのである。このことを渡辺は、

薩藩志士深見速雄川上桑宍能半左衛門首唱者と為り予の門を叩き来り請て曰今般之廢校実二意外之事共也僕等先生を奉じて師と為し以て氣吹舎私塾を興さんと欲す先生御許諾あらバ幸甚也敢て請ふと

と記している。⁽²⁸⁾そして明治三年九月十九日、平田家塾が発会した。この平田家塾がいつまで継続されたかは明らかではないが、平田鏡胤が明治四年末まで京都に居住していたことから、それまでは継続されていたと考えられる。かかる平田家塾で宍野は国学を学んだのであった。

以上のように宍野半は、京都上洛以降、皇学所や仮大学校、平田家塾を通じて国学を学んだ。さらに重要なことは、宍野が国学的教育機関での学問を通じて、平田派を中心とする国学者等との人的ネットワークを獲得していったことであろう。こうした宍野の能力や経験が教部省への出仕以降の彼の活動を支えることとなっていくのである。

三、教部省への出仕から扶桑教会での活動

宍野半は、明治五年夏に盟友の深見速雄や六村中彦とともに東京へ移る。これは平田鏡胤が東京へ戻ったこと等に関連したものと考えられよう。そうした中、宍野は同年七月九日に教部省十三等出仕を拜命し、十一月二十八日には教部省十二等出仕となった。さらに明治六年二月には大教院の会計長となったが、同年三月二十三日には国幣中社浅間神社の宮司兼大講義となり、他に山梨県の県社北口浅間神社や福地村富士嶽神社、川口村及び水穂村浅間神社の祠官等も兼務していくこととなる。宍野が浅間神社の宮司へと転出していったのは、当時の教部省政策によるものであろう。事実、この前後の時期には、多くの有力な国学者が官社の宮司として派遣されており、宍野以外にも、西川須賀雄が出羽神社、平山省齋が氷川神社、深見速雄が琴平神社、落合直亮が鹽竈神社、青山景通が大鳥神社、権田直助が大山阿夫利神社、等に派遣されている。⁽²⁹⁾

さて、浅間神社における宍野の活動としては、富士山北口浅間御師で明治元年に気吹舎に入門していた小沢彦選等と協力し、浅間神社の近代化や富士山頂の神仏分離に取り組んでいたことが明らかにされている。⁽³⁰⁾

浅間神社の近代化について言えば、例えば、明治六年四月十四日に「自県庁御達二付、本社建物、現境内地坪詳細取調、絵図面相添差出」ており、五月一日には「撰末社御神体取調、祭日改定」、六月二十日には「教部省ヨリ御達二付、例祭日及氏子戸数、境内絵図差出候」等といった類のことが行われている。どこまで宍野が直接関わっているか、現状では判然としない点もあるが、要は教部省による神社の近代化政策を踏まえ、祭祀の改正や神社財産の掌握、神仏分離等の施策を具体的に実行する立場に宍野があつたことは間違いないであろう。^⑪

さらに、富士山頂上の神仏分離についても宍野が関与している。明治六年七月七日に宍野は富士山にはじめて登つて修業をしたとされ、この際に富士山頂の神仏分離を決意したという。^⑫そして同年七月、境内旧阿弥陀堂・鐘楼を取除き、鐘楼跡へ社務所を建築し、梵鐘を売却してその建築費用に充てることを県庁に願ひ出て許可された。明治七年六月十四日には富士山頂上の大日仏を取除き、浅間大神を奉斎することや富士山頂上に安置された諸仏像、雲切不動、村山浅間神社内の仏像を取除くこと等を伺ひ出て許可されている。同年六月二十八日には、来たる七月には富士山中の仏像を取除いて本社より末社に至るまで臨時祭を実施したい旨が聞届けられた。同年七月二十二日には同月二十四日から富士山山中の仏像取除きに着手するので検査官員に出張してもらいたいと県庁に上申している。これを踏まえて、同月二十四日、本社で臨時祭を執行し、終了後、凡十八人で富士山頂に向かった。さらに同月二十六日、富士山中の仏像を悉く取除き、元大日堂跡に浅間大神を鎮祭した。大日堂に鎮座していた大日仏は、村山浄蓮院へ引渡し、大日堂の建物は金五十円で神社が買い受けたという。^⑬さらに宍野は、明治七年六月四日に富士山頂の地名変更について県庁に伺ひ出ており、明治八年一月にこのことについて指令が行われた。これにより、「文殊岳」を「三島岳」、「釈迦ノ割石」を「割石」、「薬師岳」を「久須志岳」といった名称変更が行われている。こうした名称変更の善悪や妥当性は措くとして、宍野の伺書を見れば、地名の調査を踏まえ、古典等も参看しつつ、改称案を作成していることが窺

われる。⁽³⁴⁾ かかる營為そのものが国学的な行爲であったと言うことができよう。

また、教部省の重要な政策として、国民教化運動、すなわち大教宣布運動がある。ここにおいても宍野が重要な役割を果たしたことは改めて言うまでもない。明治六年九月十八日、宍野は吉田須走の御師をはじめ、関東地方の講社、先達を広く集めた富士一山講社の設立を教部省より許可された。この時、有力だった先達・御師としては、東京の広尾山真講社の安藤緑行、浅草の山包講社の村井宗一、埼玉県の高須庄吉、高橋七右エ門、群馬県の荒井仰行、明本善兵衛、提箸清行、千葉県の川名長右エ門、香取八郎左エ門、神奈川県の木村角造、夏目忠藏、新潟県の後藤伝行、山梨県の小沢彦遅、竹谷雪枝、外川登、田辺次寸、田辺水穂、注連沢興丸、梶谷雄吉、静岡県の米山左久馬といった人物があげられている。⁽³⁵⁾ 特に明治八年には、伊藤六郎兵衛が丸山講を率いて富士一山講社に加入している。これは伊藤からすれば自身の活動が教部省体制の下で公認されることに繋がり、宍野にとっては伊藤による強力な動員と多額の献金を期待できたことから、両者の利益が一致する方策であったのである。⁽³⁶⁾

右のように宍野は、富士一山講社を設置し、その傘下に富士講や有力な御師を結収していった。こうした活動と並行して、宍野は明治七年十二月には教会所本院の設置を決定するとともに、明治八年十月からは関東を中心とする積極的な巡教活動を展開していく。一方、詳細は不明であるものの、明治八年五月には、浅間神社の社入金を本部教会の設置等に流用していることに對し、宍野への批判があったようである。

さらに、明治九年三月三日に宍野は、扶桑教会（明治九年二月に改称）を神道事務局から別派独立させようとしている。宍野が扶桑教会を独立させようと考えたのは、明治八年十一月に「信教自由保障の口達」が出され、明治九年一月に神道部分制が復活したことによると考えられる。⁽³⁷⁾ 前者は政治の妨害とならなければ「夫教導職ハ各自ノ教義ヲ以テ教導スル者ニテ其管長ハ其部内ノ教義ヲ掌握シ布教上ノ責任ヲ担当スル」ことを許したもので、後者は神道

部分を三部（第一部を千家尊福、第二部を久我建通、第三部を稲葉正邦、後に第四部を田中頼庸）に分け、各教導職が「望之向へ所屬」するよう命じたものである。⁽³⁸⁾

宍野半が明治九年三月三日に提出した別派独立の願には「扶桑教会教会根原始ト三百年前藤原武邦ヨリ相起リ方今ニ至ル迄遺教ヲ奉シ罷在候間」とあり、扶桑教会が長谷川角行の「遺教」を中心とする教会であることが強調されている。⁽³⁹⁾だが、神道三部制が導入されたことを踏まえれば、扶桑教会傘下の教導職は、各教導職の意向によってどこに所屬するかが左右されることになる。このことは富士信仰を基盤とする各講社の結取を企図していた宍野にとつて、扶桑教会という組織を維持する上で看過できない問題であつたと言えよう。実際、先に宍野を批判した人々は独自に富士北口講社を設立していた。⁽⁴⁰⁾そのため扶桑教会として組織的に活動するためには、神道三部制から別派独立するしかなかつたのである。しかし、宍野等の願いは受け入れられなかつた。その理由としては、「藤原武邦」の事跡について疑念が持たれたこと、神社と関係のある教会と考えられたこと、丸山講の存在が問題視されたこと、等が指摘されている。⁽⁴¹⁾そのため宍野は、明治九年四月十三日に浅間神社の官司等の官職を辞し、浅間神社と扶桑教会との間に一線を画した上で、これ以後も別派独立を目指し活動を展開していくのである。⁽⁴²⁾

宍野半による扶桑教会の別派独立を達成するための具体的な活動としては、扶桑教会の教義・教説の確立や祭祀の再編成等があつたと考えられる。こうした活動は、教部省の政策を踏まえた上で、扶桑教会の神道化を目指すものであつたといふことができよう。かかる目標に向けて、宍野は様々な文献を出版していく。例えば国立国会図書館所蔵の『諸神御影』という資料には、扶桑教会が刊行した「護嶽神表」（扶桑教会蔵版、明治九年）や「胎内産屋記」（扶桑教会蔵版、明治十年）という資料が収録されているが、これは扶桑教会が重視する「浅間大神」や「木花之佐久夜毘賣命」に関する絵と解説が附されたものである。さらに、明治十年二月には『富士信導記』を刊行し、扶桑教会の

教説について解説を行つてゐる。他にも、扶桑教会で祭祀される神々の神名を記した「扶桑教会祭礼表」が同年に刊行されている。恐らく宍野は、この「祭礼表」を通じて扶桑教会内の祭祀を再編成しようとしたものと見られる。なお、宍野の著作・編集物以外に、宍野の活動を支えた小沢彦遅も、明治十年八月に『扶桑教会道の一すぢ』、明治十一年八月に『扶桑教会道の一筋二篇』、明治十二年七月に『扶桑教会道一筋三篇』を出版し、扶桑教会における教説を説いた。また、明治十三年八月には神道扶桑教会大教主権少教正宍野半賛説、扶桑教会丸山講社総長伊藤六郎兵衛原説、扶桑教会編輯掛礮稻綺求著述として『一即五成十化更始一』が扶桑教会丸山講社蔵版で刊行されている。これは丸山講社の教説を扶桑教会の教説に位置づけることを目的としたものといふことができよう。

ここで先述の『富士信導記』から宍野の意図を窺つてみると、その冒頭には、

毎日拝する処の日月より外に貴き神あるや●藤原武邦尊師角行の事より伝來する処の御身拔并元祖伊藤尊師身祿の事の一字

不説の卷に記載せる天祖天神なり（一丁オ）

とあり、長谷川角行、食行身祿という系譜を示しつつ、「天祖天神」を日月より尊い神と位置づける。この「天祖天神」とは、天御中主神として解釈されるが、「天御中主神御一神なり」と雖も高皇産靈神神皇産靈神の御神徳を合体し給（八丁オ）ふと、造化三神としても見做している。ともあれ、この「天祖天神」は「都天（二丁ウ）」たる「国土の上天（二丁ウ）」より、人の靈魂を附与しており、この靈魂は、

●在世中善事をなせば還原して無窮の安樂を蒙むり悪事をなせば還原する事能はずして終に夜見に墮つ夜見は俗に謂ふ地獄なり（三丁ウ）

とされ、善人の靈魂は「都天」に還り、悪人の靈魂は「夜見」に落ちると説かれているのである。右のような論理は、細かな差異はあれど平田篤胤由来の古典解釈や世界観を踏襲するものであることは明らかであろう。さらに、注目さ

れるのは、

■富士登山は何故なす処なるや●藤原武邦尊師の天祖天神へ誓約し給ふ神教は我々も背かざるものなるにより過つて若し罪を造らば我が靈魂を救ひ助け給ひ種々の困難を免かれさせ給へと願ふためなり(九丁ウ)

と富士登山の理由を長谷川角行の誓約による神教とし、「浅間大神小御嶽大神等(九丁ウー十丁オ)」の靈魂を救済する神徳を否定しつつ、富士山を木花之佐久夜毘賣命が守護する山と位置づけ、

■木花之佐久夜毘賣命の守護の御山なれば彼の御山に至り何故天祖天神を信仰するや●富士山は神仙の靈嶽即ち諸神の集り給ふ処なれば殊に天祖天神の愛嶽なる事を思ひ木花之佐久夜毘賣命は御山の番衛神なるを弁知すべし(十四丁ウ)

と説いていることである。つまり宍野の教説においては、信仰対象としての富士山の地位はやや後退しており、富士登山の理由や富士山の位置づけ等が再編されている。これは、宍野が教説上に造化三神、特に天御中主神の存在を強く打ち出したことによると考えられ、それに従って教説の全体像が「天祖天神」を中心に再編成されたことによると思われる。ともあれ、宍野は平田国学で学んだ学知を活かしつつ、古典を踏まえた形で富士講の教説を再構築しようとしていたことは明らかであろう。

このように宍野半は、扶桑教会を別派独立することを目的として、教義・教説の確立や祭祀の改正等といった活動を展開し、扶桑教会の神道化を推し進めていったのである。

四、皇典講究所の創立をめぐる

さて、明治十三年の、いわゆる祭神論争が過熱する最中、宍野半は常世長胤とともに神道事務局内に直轄教会を設

置することを建議した。⁽⁴³⁾この直轄教会の取扱規約をみれば、「講社五万人ヲ結成セシモノ」、「社中ノ者五千人以上ヲ神葬祭ニ帰セシモノ」、「本局資本金五千円以上ヲ收納セシモノ」の三項の内、二項を達成した者に「該教会ニ所属スル教導職ノ撰挙及進退具状ハ従来ノ撰挙規則ニ依リ教会長ヨリ直チニ本局ヘ差出ベシ」、「各地教導職ヲシテ該教会ニ所属セシメントスル時ハ該教会長ヨリ所轄ノ分局へ届出タル上其姓名ヲ兼テ本局へ届出ベシ」とする権利を与えるもので、要するに、直轄教会に対し独自に教導職の所属や進退をある程度行わせる権限を与えようとするものであった。宍野と常世の問題意識には、「黒住修成ノ二派ハ、大ニ手ヲ弘メテ、当局ノ部下ヲ転属セシム」ことや神道事務局の活動が振るわなかったことがあった。宍野はこの案を五年前に思いついたというが、明治九年以来、宍野が杖桑教会として組織的に活動するために別派独立を目指してきたことと関連したものといえよう。⁽⁴⁴⁾この神道事務局において直轄教会を置くとする案は、明治十三年六月に聞き届けられるに至った。

他方、宍野半は、祭神論争においても伊勢派として活動している。明治十三年十月二十日、宍野は神道杖桑教会会長・権少教正の肩書きで内務卿松方正義に対し、「教義討論門開キ方」を上申した。これは千家尊福の大国主神合祀論を「造化三神天照大御神并八百万神ヲ大中小教院ニ奉斎致候処大教正千家尊福自己奉仕ノ大国主命ハ靈魂主宰ノ神ニシテ其位置ハ頭幽上ヲ論ジ到底天孫瓊々杵尊ヲ始メ即チ君上ト相對スル主意ヲ痛論シ君上ノ御靈魂ニ奉対障アルヲモ顧ミス」と批判した上で、

半ヨリ尊福へ直接シ君上ノ御靈魂ヲ奉始衆庶ノ靈魂ニ至ルマデ大国主命審判ノ理由討論詳悉ノ上扶桑出雲両教会教徒対列シ各自奉教式相遂ケ互ニ教正ノ任ヲ尽セシモノカ將タ尽サズシテ該門地ニ抛リ無卓識ノ教職ヲ頼ミ其一家言ヲ主張セントスルカ半躬教正ノ末ヲ忝フス義苟モスヘカラズ仰キ願クハ尊福ト對審教徒ノ真仮親シク公認ノ上御判決蒙リ度尤モ教義ノ訴訟判決ハ御省ニ帰スルモノナレハ中世以来諸宗僧侶宗論ノ例ニ倣ヒ論決所御許容被

下度

と、大国主命の位置づけについて、宍野と千家が両教会の教徒の前で、かつての「宗論」に倣って直接討論を行い、その是非を内務省に判断してもらうことを提案している。これを踏まえ、同二十一日には、常世長胤、落合直澄、芳村正兼等が連名で「神道祭神論両造当庭聴訟場御開設之儀上申」を松方正義に上申し、さらに同二十四日には宍野、常世、落合、芳村の連名で「神道事務局祭神立教ノ論議ノ儀」を岩倉具視に建白している。いずれも神道事務局の祭神について討論の場を設け、その是非を判断してもらおうとしたものである。⁽⁴⁶⁾

以降も宍野半は、伊勢派として活動していったようであるが、その詳細は明らかではない。ただし、折田年秀の日記には、明治十四年一月六日の条に「東京事務局田中・宍野⁽⁴⁷⁾飛書」とあり、同二十三日の条には「拙者局詰之一件二付、宍野央訪ヒ来る、依大畧之心相談シ返す」とある。⁽⁴⁸⁾恐らく同年の二月三日から開催された神道大会議に関わるものと考えられ、田中頼庸や折田年秀と宍野が連携していたことが窺われる。

神道大会議では、神道事務局の祭神を勅裁に委ねることを前提として「神道事務局定規」が審議されたが、この会議に宍野は、直轄教会長、少教正として名を連ねた。そして神道大会議は明治十四年二月十九日に閉会し、二十三日には神殿の祭神について宮中三殿を遙拝することが確定した。これによつて祭神論争は決着したが、審議した「神道事務局定規」に従つて神道事務局は改められることとなり、宍野半は明治十四年二月二十四日に幹事員心得、同三月二十二日に幹事を命ぜられた。⁽⁴⁹⁾ここで宍野が神道事務局の幹事に選ばれたのは、神道副総裁が岩下方平や幹事に折田年秀が就任していることから、薩摩出身であることが考慮されたのであろう。周知の通り当時の政府要路と交渉するにあたって、彼等の出自がものをいったと考えられる。また、実務を担当する上で、当時の宍野が彼等に比べて比較的若かつたこともあると思われる。事実、宍野は神道事務局幹事として神道教導職総裁である有栖川宮職仁親王

のもとに足繁く通っており、事務局の運営に尽力していることが窺われる。このような宍野の精力的な活動を熾仁親王は嘉せられ、明治十四年十二月二十六日に宍野半と折田年秀をお召しになり、「副総裁ヲ翼賛シ、其奏功不勝算次第二候、依テ目録之通差遣シ、勲勞ヲ表シ候事」として、「奉書袖」一反を授けられたのである。⁽⁴⁸⁾

ところが、明治十五年一月には神官教導職が分離される。こうした流れを承け、中教正宍野半原説、正七位葵川信近編輯として『扶桑教』が扶桑教会講学堂蔵版として同年二月に刊行された。これは宍野が扶桑教の特立に備えてのものであったと考えられる。⁽⁴⁹⁾そして、同年の五月には各教派の特立が許可され、扶桑教会は神道扶桑派（同年十一月に扶桑教へと改称）として、教派神道体制下の教団へと転換していくこととなるのであった。

さて、神道事務局幹事となった宍野半が情熱を注いだ事業に皇典講究所の設立がある。⁽⁵⁰⁾そもそも神官教導職の分離は祭祀と宗教の分離を意味したが、この過程で近代における国学研究の基盤となった研究教育機関、すなわち皇典講究所の設置による教学の分離が構想されていくこととなる。明治十四年七月九日に松方正義が三条実美に提出した建議書には、「教義ト学事祭儀トヲ分離スルニアラザレバ、政教混淆、管理上猶支梧ナキ能ハズ」とあり、教学を分離する必要を指摘した上で、「過般会議之際、右学生之義モ改正拡張ノ目的略相決シテ、未ダ之ヲ実施スル能ハザル、職トシテ費金支出ノ途ナキニ由レリ」と神道事務局の生徒寮を拡張していくこととなったが、その費用に苦慮していたことが記されている。⁽⁵¹⁾

明治十五年二月一日、神道教導職総裁有栖川宮熾仁親王が皇典講究所総裁に任じられ、二月四日には、「明治十五年ヨリ向十年間、年々金貳千四百円宛御下賜ノ旨、宮内卿ヨリ御沙汰アリ」、皇典講究所の創立が本格化する。四月には皇典講究所副総裁に岩下方平、皇典講究所幹事に宍野半が任じられ、六月には創建係が置かれて松野勇雄が就任した。八月には幹事長に櫻井能監、幹事に宍野、幹事補に松野が補され、二十一日に皇典講究所設立願を山田顕義に

提出した。そこには「神官教導職分離相成候二付、当局従前之生徒寮ヲ止め、専ラ国典ヲ研究スル為メ、皇典講究所ヲ設置致候」とあり、二十三日に聞き届けられている⁽³³⁾。

ここで、宍野半が皇典講究所の幹事に任じられたのは、皇典講究所が神道事務局生徒寮を拡張したものであったからであろう。そのため神道事務局幹事として皇典講究所の幹事にも就任したと考えられる。また、前記したように宍野が有栖川宮幟仁親王から信頼されていたこともあるだろう。さらに、皇典講究所創立期の教員である平田派を中心とする国学者とも宍野が信頼関係を構築しえていたこともあるように思われる。具体的な様子は不明だが、明治五年に宍野半が上京して以降も、宍野は平田家に入出入りしていたようで、平田家の「金銀入覚帳」には、明治五年九月十一日に宍野が「御霊前え」のため「壹分」、「書物代」として「貳兩貳朱」を納めたことが記載されている。他に、明治六年二月四日には深見速雄とともに宍野が「壹分」を納め、明治六年十月十一日には「池村書物代」のため「貳百兩」が「宍野氏より来」とあり、明治七年十二月十七日には宍野からの「書物代」として「六兩三分一朱ト五錢」が納められている⁽³⁴⁾。また、明治十年十一月には、宍野が出版人となって矢野玄道が編輯した『皇祖系図』と角田忠行が編輯した『天皇系図』を刊行している。両資料は、造化三神から始まる神々の系図と神武天皇から光格天皇までの名称が列挙されたものに過ぎないが、宍野が気吹舎の高弟である矢野と角田からそれなりに信頼されていたことを示すものといえるだろう。このように宍野は明治五年以降も平田家や平田派の有力な国学者との交流を継続していたのである⁽³⁵⁾。

なお、皇典講究所の創設にあたって、宍野半は特に有栖川宮幟仁親王との交渉を担当したようで、『一品宮御隠邸雜記』には「皇典講究所幹事」として宍野の往来が記録されている。例えば、明治十五年八月二十一日には「来月一日ヲ以、皇典講究所開覽致度^付テハ、当日 総裁宮御成被遊候様御執達被下置度、予メ此段申進候也」と宍野からお

伺いしており、二十五日には「皇典講究所規則」と「教程表」を上申している。また、九月二日には宍野が「別紙記名之者共、今般入学願出候ニ試験致候処、及第二依り、即チ費生・自費生共本日採用、直ニ引続キ授業相始候間、右御執達被下度、此段申進候也」と皇典講究所の状況について報告している、等の動向が窺われる。⁽³⁶⁾

さらに、明治十五年九月に宍野は、井上頼圀、久保季茲、松野勇雄、古川豊彭、石垣甚内との連名で皇典講究所設立の趣旨を、

全国精英ノ少年ヲ募集シ、専ラ国典ヲ講明シ、礼学ヲ修習セシメ、其心志ヲ鞏固ニシ、其徳性ヲ涵養セシメ、兼ヌルニ漢洋ノ学武技体操ノ術ヲ以テシ、其ノ才識ヲ博メ、其元氣ヲ養ヒ、以テ国家有用ノ人物ヲ陶冶シ、国体ヲ万世無疆ニ保維シ、皇道ヲ四裔ノ外ニ発揚スル大基礎ヲ立テントス
と説く告文を發した。⁽³⁷⁾

右のような経緯を経て、明治十五年十一月四日、有栖川宮幟仁親王の台臨を仰ぎ、皇典講究所の開校式が挙行された。この時、宍野は接待掛を拜命している。かかる皇典講究所設置にあつた宍野の役割を、三矢重松は「宍野氏と先生（筆者註―松野勇雄のこと）とは経営者なり」と評し、

宍野半氏は鹿兒島の人、駿河大宮の官司を辞して扶桑教を統督して芝愛宕下に住し、経営の才に富み、皇典講究所幹事たる外に又神道事務局の幹事たり。此の人嘗て書を櫻井社寺局長に贈りて「松野は年若に候へども尋常書生と異なり」云々と推奨せしことありといふ、先生の之が引立を受けられしは事実なり。宍野氏は書生を愛し之に接近するを喜ぶ方にて、日比谷の生徒寮にも時々訪ひ来り、十六年の新年には新設講究所の教師生徒を其の居に招きて酒饗を供せりといふ。かく宍野氏は名のみ幹事にはあらざれども、懸持多く定勤の人にあらざりしかば、創建係として幹事補たりし先生が首脳として経営の任に当られしも亦事実なり。

と、宍野によって松野勇雄が見出されたことを記している。⁽³⁸⁾このように宍野―松野ラインの尽力によって皇典講究所は創立され、宍野の歿後は松野勇雄が皇典講究所を支えていくこととなるのである。

さらに、宍野半が精魂を傾けた皇典講究所が創立された後の、明治十五年十一月十日、宍野は有楽町にあった神道事務局旧生徒寮に寄宿する皇典講究所生徒を自宅に招き、晩餐会を開いた。この時、宍野は生徒達に、

不日飯田町へ移転するに付いて、余は諸君に望む所あり、該所へ移れる後は、五ヶ年一切世事に閑せず、心を修学に専にして、身を国家に委せ、一己の爲めを思はず、皇道の真理を明らかに、学成る後は、勉めて国家に尽す所あらんことを。

と切望した。如何に宍野が皇典講究所の教育に期待していたかが窺い知られよう。⁽³⁹⁾

だが、明治十六年十一月、宍野半は病を得、十二月には重態となり、明治十七年五月十二日に歿した。十三日、松野勇雄は有栖川宮幟仁親王に「幹事宍野半死去二付総裁宮ヨリ為祭叅料金五十円下賜相成候様取計仕度」と上申、十四日、有栖川宮幟仁親王は使者を遣わされ、「鏡餅料金千疋」と「榊料」が下賜された。十九日には嗣子宍野健丸に代わり、小沢彦遅と伊藤六郎兵衛が「権大教正宍野半死去之節者、祭叅料、並に種々下賜御礼上申」のため有栖川宮邸を訪れた。⁽⁴⁰⁾

むすび

本稿では、扶桑教の初代管長として著名な宍野半の生涯を国学との関わりに注目しながら検討してきた。最後に、宍野の事跡の内容を纏めておきたい。

弘化元年、薩摩に生まれた宍野半は、安政六年藩校に入り、後醍醐院真柱等を通じて国学を学び、明治二年六月には

京都にある皇学所に入學し、皇学所・仮大学校等で有力な平田派国学者に學んだ。明治三年二月二十七日には平田篤胤の没後門人として気吹舎に入門し、深見速雄や川上彦十郎とともに平田家塾の設置に情熱を傾け、渡辺重石丸を塾頭とする平田家塾を發会した。宍野は、こうした教育機関で国学を學ぶとともに、平田派国学者を中心とする人的なネットワークを獲得していった。

明治五年に教部省に出仕した宍野は、明治六年三月二十三日に浅間神社宮司兼大講義となり、浅間神社の近代化や富士山頂の神仏分離等に取り組み、他方で明治六年九月十八日には旧来の富士講を組織化することで富士一山講社を興し、富士講の神道化を推し進めていく。このような宍野の活動は、平田国学による学知や人的ネットワークに支えられたものであった。以降、宍野は明治九年三月三日に扶桑教会の別派独立を願ひ出たが、許可されず、四月十三日には神社と教会活動の間に一線を画すべく、浅間神社の宮司等の官職を辞し、扶桑教会の独立を目指して活動を継続していく。こうした宍野の活動は祭神論争が過熱する明治十三年六月、神道事務局直轄教会という形で達成されることとなるのであった。

祭神論争において伊勢派として活動した宍野半は、明治十四年二月の神道大会議を経て、三月二十二日に神道事務局の幹事に任命された。これ以降、宍野は有栖川宮幟仁親王と頻繁に交流していくこととなる。そして、明治十五年一月には神官教導職分離が行われ、五月に各教派の特立が認可されたことで、宍野は扶桑教の初代管長となるのであった。

他方、明治十四年七月には神道事務局の生徒寮を拡張して皇典講究所を設置することが具体化し、宍野半は神道事務局幹事だけでなく皇典講究所幹事を兼任し、創建係・幹事補の松野英雄等と協力して、その設立に向けて尽力していくこととなる。皇典講究所は、明治十五年十一月、有栖川宮幟仁親王の台臨を仰ぎ、開校式をあげた。しかし、明治十七年五月、宍野は帰幽する。以後、皇典講究所の運営は宍野が見出した松野英雄に引き継がれ、明治二十三年に

は國學院が設置されるなど発展を続けていった。そして、宍野が心血を注いだ皇典講究所・國學院大學は、特異な国学的研究教育機関として歴史を刻み、令和四年十一月四日に創立百四十周年を迎え、今に至っている。

註

- (1) 宍野健式監修・福田勝永著『教祖伝』（扶桑教立教百年記念事業奉賛会発行、昭和五十七年）、井野邊茂雄『富士の信仰』（富士の研究Ⅲ、名著出版、昭和四十八年）、永井美紀子「宍野半」（井上順孝編『近代日本の宗教家一〇一』新書館所収、二〇〇七年）。
- (2) 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究（下）』（吉川弘文館、昭和五十七年）一九二―一頁。
- (3) 阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成五年）二二―三頁。
- (4) 薩摩藩における国学の動向についてまとめた研究としては、以下のようなものがある。久保田収『神道指令の超克』（錦正社、昭和四十七年）、岩切信一郎「本居宣長と白尾國柱―『古事記傳』引用の書『神代山陵考』をめぐる―」（『國學院大學神道研究集録』第二輯、昭和五十一年）、渡辺正「薩摩の国学」（黙遙社、昭和六十一年）、宮本善士「御歌所と国学者」（弘文堂、平成二十二年）、相澤みのり「平田篤胤と薩摩―「天皇のもとつ御国」をめぐる顛と幽―」（『日本思想史学』第五十五号、二〇二三年）。
- (5) 後醍醐院真柱の生涯については、国立国会図書館所蔵、後醍醐院良望編『自凝舎後醍醐院真柱先生伝』（昭和四年）を参照している。
- (6) 前掲久保田『神道指令の超克』一九八頁。
- (7) 前掲後醍醐院『自凝舎後醍醐院真柱先生伝』六三頁。
- (8) 前掲笠井『近世藩校に於ける学統学派の研究（下）』一九二―〇頁。
- (9) 鹿見島市役所「島津斉彬公伝」（鹿見島市教育会、昭和十年）一一七―一八頁。
- (10) 前掲後醍醐院『自凝舎後醍醐院真柱先生伝』七三頁。
- (11) 前掲同、九八―一〇〇頁。薩摩藩における神仏分離・廃仏毀釈の展開については、前掲久保田『神道指令の超克』、松田道康「明

- 治維新薩藩領内の神仏分離史料取要（第一集）（昭和四〇年）、名越護『鹿児島藩の廃仏毀釈』（南方新社、二〇一一年）、小水流一樹『鹿児島における廃仏毀釈の思想的原動力』（黎明館調査研究報告）第二九集、平成二十八年）、窪壮一郎『明治維新と神代三陵——廃仏毀釈・薩摩藩・国家神道』（法藏館、二〇二二年）等を参照のこと。
- (12) 前掲松田『明治維新薩藩領内の神仏分離史料取要（第一集）』一三頁。
- (13) 前掲同、一八一—一九頁。
- (14) 前掲久保田『神道指令の超克』二一四—二一九頁。
- (15) 本稿では、前掲松田『明治維新薩藩領内の神仏分離史料取要（第一集）』に翻刻された資料を参照している。なお、同書では、具體的な神葬祭の作法について解説した『鹿児島藩礼葬式』（明治四年八月）も翻刻されている。
- (16) 松本久史『維新时期平田派国学と民俗信仰——「宮比神」神像画を例にして——』（荷田春満の国学と神道史）所収、弘文堂、平成十七年。
- (17) 宮地正人編『平田国学の再検討（一）』（国立歴史民俗博物館研究報告）第一二二集、平成十七年）二一〇頁。
- (18) 詳細については前掲松本『維新时期平田派国学と民俗信仰』に詳しい。
- (19) 前掲後醍院『自凝舎後醍院真柱先生伝』一〇五—一〇七頁。
- (20) 前掲同、一一六頁。なお、後醍院の伝記には、「予て待ちつ、居りし有志の人々は徵書の如く迅速に上京ありしならば格別結構筋の優待を現実に見るべかりしものを、藩命の後れし為斯くは好機を失へりとて大にくちをしがられぬは無りきとなむ」とある。
- (21) 埴瑞比古編『榊陰年譜 附 加藤櫻老小伝』笠間稲荷神社、昭和五十四年、六九九頁。
- (22) 前掲後醍院『自凝舎後醍院真柱先生伝』一一七頁。
- (23) 以下、皇学所設立に至る過程や後述する大学校をめぐる動向に関する記述等は、前掲阪本『明治維新と国学者』、國學院大學日本文化研究所編『歴史で読む国学』（ぺりかん社、二〇二二年）等を中心に参照している。
- (24) 前掲阪本『明治維新と国学者』二二三—二二四頁。
- (25) 前掲埴『榊陰年譜』七五四—七五五頁。
- (26) 前掲阪本『明治維新と国学者』二二六頁。

- (27) 前掲同、及び前掲後醍院『自凝舎後醍院真柱先生伝』一二五—一二六頁。
- (28) 渡辺重石丸『鶯栖園遺稿』下、本稿では國學院大學研究開発推進機構が所蔵する複写を閲覧した。
- (29) 安丸良夫『近代転換期における国家と宗教』（安丸良夫・宮地正人校注、日本近代思想大系5『宗教と国家』所収、岩波書店、一九八八年）五三三頁。
- (30) 永田昌志「富士山頂における神仏分離—宍野半と小沢彦運を中心に—」（『國學院大學神道研究集録』第三二輯、平成三十年）、大谷正幸「明治初期の扶桑教と富士信仰—「扶桑教祖年譜」にみる角行系宗教の伝承（二）—」（『仏教文化学会紀要』十五号、二〇〇七年）。
- (31) 官幣大社浅間神社社務所編『浅間文書纂』（浅間神社社務所、昭和六年）八六頁。
- (32) 前掲宍野・福田『教祖伝』四二頁。
- (33) 以上の記述は前掲永田「富士山頂における神仏分離」を参照した。
- (34) 山梨県編集『山梨県史』（資料編一六、近現代三、山梨日日新聞社、平成十年）、十六—十九頁。
- (35) 前掲宍野・福田『教祖伝』四〇頁。
- (36) 前掲大谷「明治初期の扶桑教と富士信仰」二〇七—二〇八頁。なお、伊藤六郎兵衛と小沢彦運は、扶桑教の高位な役職である「元」に就任しており、宍野半を支える立場にあった。
- (37) 宇野正人「神道教派特立の過程—明治九年における展開—」（『國學院大學日本文化研究所創立百周年記念論文編集委員会編『維新前後の国学の諸問題』、國學院大學日本文化研究所、昭和五十八年）。
- (38) 法令については、阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和五十八年）を参照している。
- (39) 前掲宇野「神道教派特立の過程」五三六頁。
- (40) 前掲宍野・福田『教祖伝』六二頁。永田昌志「扶桑教会宍野半と神道事務局直轄教会」（阪本是丸責任編集『近代の神道と社会』所収、弘文堂、令和二年）、なお、他の教派神道に所属する富士講があることも、淵源はここにある。宮家準「近代の神道と山岳修験—教派神道を中心に—」（『山岳修験』第六三号、二〇一九年）。
- (41) 前掲宇野「神道教派特立の過程」五三三・五三二頁。なお、教部省における別派独立の基準を示した明治九年六月十五日の「見込」

には、「大凡信徒二万五千人以上ノ見込」、「社頭ニモ関係無之」、「素ヨリ教法上ニ成立モノ」の三点があげられている。同、五四三頁。前掲宍野・福田『教祖伝』六九頁、前掲永田『扶桑教会宍野半と神道事務局直轄教会』一七九—一八〇頁。

(42) 前掲宍野・福田『教祖伝』六一—六三頁。

(43) 常世長胤『神教組織物語』中之巻（前掲安丸・宮地『宗教と国家』所収）、三九七—三九八頁。

(44) これによって宍野半は、「社中拳テ希望する独立願ノ儀断然ト思ヒ止メ」ることとなった。これは扶桑教会が神道事務局直轄教会と位置づけられたことで、宍野が別派独立を企図した理由がある程度達成されたことによる。また、宍野の方針転換には、宍野が別派独立を希望した理由が那邊にあったかを窺わせる。前掲永田『扶桑教会宍野半と神道事務局直轄教会』一八七頁。

(45) 色川大吉・我部政男監修、鶴巻孝雄編『明治建白書集成』第六巻（筑摩書房、一九八七年）、二〇八—二一〇頁。

(46) 『折田年秀日記』第二（湊川神社、平成十四年）五九、六四頁。

(47) 藤井貞文『明治国学発生の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）、七二〇、七三二頁。

(48) 『轅仁親王日記附録 一宮御隠邸雜記』（高松宮藏版、昭和十一年）一四二—一四三頁。

(49) 宍野半のより詳細な教説については、興味を惹かれる所だが、本稿では深く立ち入らず、他日を期すこととした。

(50) 以下、皇典講究所の創立過程については、『皇典講究所五十年史』（皇典講究所、昭和七年）、『國學院大學百年史』上巻（学校法人國學院大學、平成六年）等を参照のこと。

(51) 前掲『皇典講究所五十年史』二〇—二二頁。

(52) 前掲同、二三頁。

(53) 前掲同、二四頁。

(54) 宮地正文編『平田国学の再検討（三）』（国立歴史民俗博物館研究報告』第一四六集、平成二十一年）、三六七、三六九、三七五、三八四頁。

(55) ちなみに創立当初の皇典講究所の教授陣は矢野玄道、橋本実梁、久保季茲、木野戸勝隆、秋月胤永、井上頼圀、矢野萬太郎、橋本寧、小中村清矩、権田直助、林堯臣、橋本寧、平山省齋、山田有年、松岡明義、徳岡久遠、東儀俊慰、山井景順、豊喜秋、大河内信吉、青戸波江等であった。なお、宍野半ではないが、平田鏡胤が矢野玄道に『古史伝』の続修を依頼した明治七年十一月の書

簡には、「猶委曲之義ハ、深見速雄主より、御頼可レ被_レ申上_二候間、御承引可レ被_レ下候」とあり、宍野の盟友である深見速雄が鏡胤の意を受けて矢野へ『古史伝』続修の説明を行っている。こうした事実からは、深見や宍野等薩摩藩出身の国学者が、平田鋏胤の信頼を勝ち得ていたことが窺われるように思われる。矢野太郎『矢野玄道』（愛媛県先哲偉人叢書第一巻、愛媛県教育会、昭和八年）、二五八頁。

- (56) 前掲『轍仁親王日記附録 一宮御隠邸雜記』二二二—二二九頁。
 (57) 前掲『皇典講究所五十年史』二九—三二頁。
 (58) 三矢重松『松野勇雄先生』（皇典講究所内松野大人三十年祭典会、大正十一年）五四、六三頁。
 (59) 前掲『皇典講究所五十年史』、四一—四二頁。なお、この宍野の言葉に対し、後に皇典講究所専務理事を務めることとなる桑原芳樹が謝辞を呈している。
 (60) 前掲『轍仁親王日記附録 一宮御隠邸雜記』四九〇—四九二頁。

※本稿の執筆にあたっては、扶桑教管長宍野史生氏と永田昌志氏に貴重な資料等の閲覧についてご配慮を賜った。ここに記して感謝申し上げます。

